

NPO活動、自治会活動、ボランティア活動などをサポートします!

『市民活動総合保険』のご案内

甲賀市では、市民の皆さんが安心して活動できるよう自治会やボランティア団体等の社会奉仕活動、文化・スポーツ活動、NPOなどの活動に対し、活動中に発生した事故を広く救済するため5月から『市民活動総合保険』に加入します。

Q 保険の対象なる活動はどんなものですか?

市内に活動の拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った甲賀市民により、自主的に組織された市民団体等が行う地域社会活動や社会教育活動など、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時的の公共性のある直接的活動が対象です。

また、市民活動に類するもので、市民の皆さんが無報酬で参加する活動も対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象外となります。

Q 補償内容はどのようになっていますか?

賠償責任保険

市民団体等の指導者などが活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合のほか、財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合。

区 分	てん補限度額
対人賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
対物賠償	1事故 100万円
受託品賠償	1事故 100万円
1事故につき、5,000円は免責で自己負担	

傷害保険

市民団体等の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合。

区 分	給付限度額
死 亡	1名 500万円
後遺障害	1名15～500万円
入 院	1名1日3,000円(180日限度)
通 院	1名1日2,000円(90日限度)
入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度	

Q 対象とならない事故はどんなものがありますか?

市民活動中の事故を救済するための保険ですので、下記の場合は保険の対象外となります。

- ・指導者や参加者の故意による事故
- ・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・暴動や労働争議などの社会的*騒じょうによる事故
*騒じょう⇒事件などを起こして社会の秩序を乱すこと。
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・山岳登坂、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- ・施設の管理* 瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
* 瑕疵⇒法的に何らかの欠点があること。
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

Q 保険の申し込みは どうしたらよいのですか?

その団体の活動を市の担当課が把握していないと思われる場合は、届出をお願いします。ただし、保険料をお支払いいただく必要はありません。

Q 事故が発生したら どうすればよいのですか?

市民活動の代表者などは、市民活動中に事故が発生した時は、担当課等へ連絡してください。同時に「事故報告書」を提出いただき、事故内容を審査します。

連絡先は下記までお願いします。

- 例) ●社会教育、生涯学習関係団体であれば ……【教育委員会 生涯学習課 ☎86-8021】
 ●文化・スポーツ関係団体であれば ……【教育委員会 文化スポーツ振興課 ☎86-8023】
 ●ボランティア関係団体であれば ……【健康福祉部 社会福祉課 ☎65-0700】
 ●区・自治会関係団体であれば ……【総務部 総務課 ☎65-0663】
 ●その他市民活動団体(防犯、交通安全、NPO活動)であれば 【市民環境部 市民生活課 ☎65-0687】



市民生活課 コミュニティ推進係